

令和2年度第2回北見市男女共同参画審議会議事録（案）

日時：令和3年3月29日（月）13時55分～14時50分

場所：北見市役所5階 会議室505

○出席委員：8人（欠席委員 4人）

川村会長、伊藤委員、田中委員、長瀬委員、
永田委員、古田委員、丸山委員、村林委員

○事務局：4人

岡田市民環境部長、井上市民環境部次長、大越市民生活課長、
三輪男女共同参画係長

○次第：1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）性の多様性に関する取組みについて

（2）きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所について

（3）その他

4 閉会

<p>1 開会 (事務局)</p>	<p>本日は何かとご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただ今から、令和2年度第2回北見市男女共同参画審議会を開会いたします。</p>
<p>○諸般の報告 (事務局)</p>	<p>それでは、事務局より諸般の報告をさせていただきます。 本日、主藤副会長、五十嵐委員、山内委員、我妻委員は、所用のため欠席の申し出がありました。よって、本日の出席委員は12名中<u>8</u>名でございます。 したがいまして、北見市男女共同参画審議会規則 第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますことから、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p>
<p>2 会長挨拶 (事務局)</p> <p>(会長)</p>	<p>ここで、第2回審議会の開催にあたりまして、川村会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員の皆様、お疲れさまです。本日は、年度末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 今回は、前回に引き続き「性の多様性に関する取組み」についてご審議いただくこととなります。 前回に引き続き、活発なご審議を頂きますよう、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>3 議事 (事務局)</p> <p>(会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(会長)</p>	<p>それでは、この先の進行につきましては、川村会長をお願いしたいと思います。</p> <p>会長の川村です。どうぞよろしく願いいたします。 はじめに、事務局より資料の確認をしていただきます。</p> <p><会議資料の確認></p> <p>本日の会議資料について説明がありました。 他に事務局から何かありますか。</p> <p>本審議会は、議事録を市のホームページに公表することとなっておりますので、委員の皆様にはあらかじめご了承いただき、ご発言の際はお名前を言ってから、ご発言をお願いいたします。 それでは、忌憚のないご意見を頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事(1)の「性の多様性に関する取組みについて」事務局から説明をお願いいたします。</p>

(事務局)	資料 1-1 ~ 資料 1-2 に基づき説明
(会長)	<p>議事(1)の「性の多様性に関する取組みについて」事務局より報告いただきました。</p>
	<p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
(委員)	<p>前回に引き続き説明していただきましたけれども、これを市で認めること</p>
	<p>によってどういうメリットがあるのか、例えば市営住宅に入居する際、今まで</p>
	<p>だったら、他人の女性二人なら入居できなかったということですよ。そ</p>
	<p>ういうことが具体的にわかりやすいとは思いますが、メリット、デメリット</p>
	<p>が何なのか、全体的なデメリットは意図しないカミングアウトということ</p>
	<p>でしょうけれども、それではメリットはもっといろいろあるのかな、と。</p>
	<p>病院でパートナーが危篤の時とか、財産とかは公証役場で手続きをすれば</p>
	<p>法的に保護してくれるとか、一般的なご夫婦と同じようなメリット、利点</p>
	<p>があるということになれば、当事者の方たちが何のために声をあげたのかわ</p>
	<p>らなくなるなと思います。</p>
	<p>あんまり軽い、ただお二人はパートナーだと認めるのであれば、ただ友</p>
	<p>ちでもいいわけで、そうではなくて市で認めるということになれば、それ</p>
	<p>なりにバックアップしますよという方向性になればと思います。</p>
	<p>もしも、パートナーで養子を育てることになり、その後別れることにな</p>
	<p>った時はどうなるのか、裁判、調停になるのかとかそういうことにもつな</p>
	<p>げてくる。</p>
	<p>でも、同じようにしてほしいという要望であれば当然そういう同じ扱い</p>
	<p>を望んでいるのであれば、ただ、二人の関係を認めるだけでは浅いような</p>
	<p>気がします。</p>
	<p>例えば、片方が引越して東京と北見に住んでいたとしてもパートナーは</p>
	<p>パートナーだと思うんですけど、北見市ではパートナーシップ制度で</p>
	<p>パートナーシップ関係にあったが、市外に転出したらパートナーシップ</p>
	<p>関係にないというのは変だなと思います。</p>
	<p>対象者も同性のみ、というのもどうかと思います。性的マイノリティとい</p>
	<p>うことであれば、性別に関係ないのがいいのかなと思います。</p>
	<p>私は前にも言いましたが、選択的夫婦別姓制度があったらいいなと思</p>
	<p>っているのですが、資料の最後のページにあるパートナーシップ制度の</p>
	<p>目的が「多様な性を生きる人々の生きづらさ」の解消というのであれば</p>
	<p>私はもっと広く市民のみんなが生きやすいような、と考えると何らか</p>
	<p>の方法で二人が市役所で宣誓したほうがいいかなと思います。</p>
(会長)	<p>前回の審議会の時にも具体的に不都合な事例が挙げられていました</p>
	<p>けれどもマイノリティ同士のカップルだと色々な場面で通常だったら</p>
	<p>受けられてもいい機会が与えられないことがあります。こういった</p>
	<p>制度によって不具合が解消されますので、当然メリットがたくさんあ</p>
	<p>るのではないかと思います。</p>

	ます。
(会長)	他の委員の方はどうでしょうか。検討がこれから始まるという段階ですので、今後追加される項目もあるかと思えますけど、現段階で意見や要望等があれば、事務局に審議会として検討していただくことができるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。
(委員)	もう一ついいですか。意図しないカミングアウトは嫌だと思のですが、カミングアウトしても平気なまちなになれば一番いいと思うんですね。「その人背が小さいよね」と言うのと同じレベルくらいで「私はレズビアンなんですよ」と言えるそういう国もありますが、日本はそうなるのは時間がかかりますが北見市は早くという気持ちがあります。意図しないカミングアウトは困りますけど、カミングアウトしても「あ、そうなの」で終わるくらいのまちなになればいいなと思います。
(会長)	資料 1-1 に参考として札幌市の状況が載っていますけれども、これが一般的というわけではなくて、札幌市はこうなっていますよ、ということで掲載していますので、参考にさせていただいて制定していくことになると思います。
(委員)	例えばですね、結婚していて違う人を好きになったり、気持ちが離れて違う人と交際したり、そういうのが離婚の大きな原因になって、そこで慰謝料というのが条例ということになれば、婚姻と同じように発生するというのでしょうか。
(事務局)	それはどういう形で制定するかによって決まっていきますし罰則というのは、慰謝料が発生するとかそういうことではなくて、例えば不動産会社がパートナーシップ制度を利用しているにも関わらず部屋を貸してくれないなどの場合に罰則を定めるか検討するということになります。実際、罰則を定めることは可能ですけど、罰則が適用できるかどうかはまた別問題で、そういったことができるということであって、その二人が別れたからといって罰則があるとかそういうことではないです。
(委員)	そういうことなんですね。
(事務局)	合理的配慮がなされなかった場合に、例えば罰則規定が適用できます。ただ、それは条例なので大きな法律の範囲内で罰則規定に相当しない場合もありますけれども、条例であれば罰則を科すことができるということです。
(委員)	性的マイノリティのことで差別してはいけないということですね。

<p>(事務局)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>(委員)</p>	<p>質問ですけど、例えば札幌市は平成 29 年に制定していますけど、北見市はいつくらいまでを目途としているのか、もしお分かりであれば教えてください。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>いつ頃までに制定ということですが、パートナーシップ制度庁内検討部会を今まで 1 回開催しまして、令和 3 年度になり開催していく中で、いつ頃制定するかということも検討していきたいと思っております。今はまだ具体的な日程は出ていないのですが、ご理解いただければと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>条例か要綱かでも、またスケジュールが変わってくるんですね。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>補足しますけれども、前回の審議会の中でもスケジュールについてご質問があつて、あまり遠くない、4 年も 5 年も先のことではないというお話をいたしました。先ほど言ったように、今後のスケジュールについては、市民への理解促進とか、先ほど話のありましたメリット、デメリットの部分で、当然企業などにもこの制度の内容について周知を図って、市民がもっと理解をさらに進めていくということが必要だと思っておりますので、そういった状況を見ながら、当然スピード感を持って制度の導入にあたっては今後我々といたしましても、時期はまだ明確にお答えはできませんが対応していきたいと思っております。当然審議会の委員の皆様にも時期については今後協議させていただきたいと思っております。また、市民の声、アンケート調査なども実施していきますし、制度の概要が固まった段階でパブリックコメントを行うなど、広く市民のご意見を伺ったり、当然当事者の方々との情報交換も行いながら、制度を構築していくことにしておりますので、そういったことを考えれば、なるべく早く導入の時期についてはお示しできるように今後も検討を進めていきたいと考えております。</p>
<p>(会長)</p>	<p>はい、ありがとうございました。その他ご質問、ご意見いかがでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>はい。資料 1-2にある「民法の婚姻条件に抵触しないことの条件」について、今後の参考のために説明いただけますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>この「民法の婚姻条件に抵触しないこと」ですが、今回札幌市の例を出させていただいているのですが、要は親子関係とか、三親等以内の血族とかが、婚姻できないことをここの部分は示しています。そういった近親者ではないことを指しています。</p>

<p>(委員)</p>	<p>わかりました。私には子供が三人いますけれども、もし自分の子どもがそうだったら、やはり子供の意志を尊重するためにはパートナーシップ制度というのは徐々に認める社会になっていくといいのかなと思います。より良い制度の方向へ向かっていくのが一番だということですよ。そのためにはそういう制限があるのか、今はわからないですけど、いろんな制約の中でもそれを認める社会になっていただきたいと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>前回、新聞報道をされた際に市民からクレームは来ていないんですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>クレームは特に来ておりません。</p>
<p>(委員)</p>	<p>皆、どうなるか見ているのでしょうか。</p>
<p>(会長)</p>	<p>そうですね。それではほかにご意見等ありませんか。 なければ、議事（１）「性の多様性に関する取組みについて」承認してよろしいでしょうか。 <承認></p>
<p>(会長)</p>	<p>次に、議事（２）の「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料 2-1 ～資料 2 - 2に基づき説明</p>
<p>(会長)</p>	<p>ただいま、議事（２）の「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所について」事務局より説明いただきました。 ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>前にも言いましたけれども、やっぱりさっきの議事（１）とリンクしていて男女とも、という言葉はもう合わなくなっているのではないのでしょうか。「誰もが」とか「誰もが働きやすい」というように事業所も性的マイノリティだとかそういうことは関係なく「誰もが」気持ちよく働いて人生を謳歌しながら、ということですよ。 それで質問は、継続しない企業はどういうことでしょうか。なぜ、そういうことが起きるのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>更新につきましては強制するものではないですから、更新案内は勿論出させていただいて、受付期間が過ぎた後も更新するかしないかと電話などで確認させていただいたのですが、今回は更新しないということでしたので、強制的ではないものから、深く理由はお聞きできるものでもないことから事業所の申し出をそのままお受けいたしました。</p>

(委員)	では悪くなっているということでしょうか。
(事務局)	そこも申し訳ありませんが、わからないということです。
(委員)	更新しなかった事業所の名前は出ないですね。
(事務局)	まあ、見比べればわかってしまいます。
(委員)	見比べないと一回認定が出ているから「あの事業所は良い事業所」と思って、それからセクハラやパワハラがあってもわからないということですか？
(事務局)	更新しない理由もわからないものですから、そこについてもこちらでは把握していない状況にあります。
(委員)	もどかしいですね、せっかく認定になったのにとおもいますけど。
(会長)	このチェックシートの項目は定期的に見直しをしているのでしょうか。
(事務局)	前回、性的マイノリティの関係で項目を一つ加えさせていただいております。
(会長)	なるほど。では、随時検討すべきことがあった時には項目を加えている場合もあるわけですね。
(事務局)	はい、そうですね。そのようなときは検討していきたいと思っております。
(委員)	認定事業所数は少ないんですか。事業所はいっぱいあるのにこれだけということなんですか。
(事務局)	<p>トータルで言えば、市内にはもっと事業所があります。新聞や経済の伝書鳩、市のホームページで広く募集はしていますが、なかなか集まらない、先ほどの説明でも言ったように募集期間を延長したりとか取組みを進めているところです。</p> <p>認定事業所については、広報きたみや市のホームページでも紹介するとご案内していますし、その他ポスターとかを公共施設に掲示して、こういった制度がありますと広く周知しているところですが、まだまだ知れ渡っていないという課題もあります。</p> <p>ただ、認定事業所からは、例えば自社のホームページに市のワーク・ライフ・バランス認定事業所に認定されましたと掲載していただければ、求人に応募しようとしている方からは、ワーク・ライフ・バランスの取組みをしていることがわかりますので、そういったことで、企業にとっては人材を確保</p>

	<p>しやすくなるといったメリットもございます。制度の周知については今後とも我々としましてもっとやっていかなければならないということは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。</p>
(委員)	<p>例えば商工会議所や民主商工会などを通じて広めていくとか考えているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>商工会議所については、集まりの中で制度についてお話しさせていただいております。今後とも、そういった機会を捉え広くお知らせをしていきたいと思っております。</p>
(委員)	<p>小さい事業所が多いのかもしれないですけど、それにしてももうちょっと広がってほしいですね。</p>
(会長)	<p>また、更に働きやすいまちとして企業に応募してくれるといいなと思ひます。それでは、「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所について」承認してよろしいでしょうか。</p> <p><承認></p>
(会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、議事(3)のその他でございますが、前回の審議会にてコロナ禍における女性の問題が話題に上がりましたので、審議会の委員より状況などについてお話しただけならと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
(委員)	<p>DV 被害者一時保護施設運営費補助事業を行なっております民間シェルターのウイメンズ・きたみと申します。家賃・光熱費・電話料などの施設運営費を北見市より補助金を得ています。オホーツク唯一のDV民間シェルターの役割として所在地は公開せず相談事業や安全な避難場所の提供、問題解決や自立に向けての支援など民間独自の創意工夫で実施しています。</p> <p>必要に応じて役所の各種手続きや警察や弁護士への相談、保護命令の申し立てなどに同行してサポートしています。</p> <p>ウイメンズ・きたみの今年度の活動状況についてお話しいたします。</p> <p>令和2年1月～10月までの相談総数は572件、関係機関からの問い合わせも多い状況です。再相談が非常に多い内容は新型コロナによる自粛生活でスタッフが自立支援で自宅訪問頻回実施しているためです。世界的な大流行のパンデミックや大災害の場合、女性に対する暴力が急増するため全国女性シェルターネットが国に要望書を出し4月21日より独自のシステムで始まった内閣府のDV相談プラスには北見市はじめ各自治体でのSNS拡散の効果もありオホーツク地方を含む日本中から様々な相談が寄せられています。</p> <p>ご本人が直接電話での相談することはとても大きな勇気があることです。家の中で電話しづらいためチャットSNS相談件数も多く、現場の支援員と</p>

して対応にあたった事例もございました。DV は日本の社会問題になっているとの報道を受け、全国 60 団体以上の加盟民間シェルターに各企業などから寄付があり、我々も被害者宅に配布しました。北海道の民間シェルターは 8 か所あり女性とその同伴児童だけでなく、とこちは LGBT 被害者、ペット同伴の緊急一時保護施設、札幌では行き場のない若い女性の緊急一時保護施設など多様性の時代に対応できる従来の DV 法での一時保護対象外のシェルターを開設しています。4 月からの次年度は、性による価値観を学び、社会に出たときに性差に対して的確に判断できる人材育成を目指し『デートDV 予防無料出前講座』も始まります。オンライン対応も可能でオホーツク圏の学校・団体向けでウイメンズ・きたみは 12 回分の予算がついております。

(会長) はい、ありがとうございます。ご質問などありましたらお願いいたします。

(委員) 子どもの虐待もちょっと増えていると聞いていますけれども、男性から女性に暴力というのが多いですね。今は仕事に行っているから家にこもっているという感じはしないのですけど。

(委員) 今、「男は男らしく弱音を吐くんじゃない」と言われているからか、相談は女性が 9 割、男性は言えないというのものもあるのかもしれませんが、実態は 1 割くらいです。

(委員) 今、シェルターの中でどれくらいの方が入られているのですか。

(委員) 個人情報なのであまり言えないのですが、今年度（令和 2 年度）は数件、保護がありました。着のみ着のまま来の方が多いので、対応ができるように生活用品は揃えています。着るものとか足りないものは委託を受けているので委託費の中から買い物に連れて行ったり生活できるような形にしています。ただ、どこへ行くかによってアパートを探したり、いろいろな手続きがあるので、それに時間がかかるのですが、大体 1 カ月くらいで次の場所に移る形になります。それから中長期的に自立支援という形で何かあったら顔を出したり、仕事の相談を受けたりしています。

(委員) 警察や裁判所とかそういうレベルではないような何か緊急なものなんでしょうね。暴力を振るわれているんだから、警察に逮捕されればいいのかと思いますけど。

(委員) そういう組織とは連携を取っています。後は、国から通達によって例えば団地に入居するようなときは優先されるとか保護命令が出たら離婚していなくても児童扶養手当が支給されるとかいう仕組みになっています。割と DV の場合は優先的に対応してくれるようになってきています。

<p>(会長)</p>	<p>被害者は必ずしもこの地域ではなくて遠くから受け入れるということはあるんですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>勿論そういうのはあります。どこに住みたいとか生活はどこにしたいとか連携を取っています。</p>
<p>(委員)</p>	<p>あちこちにあるんですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>(委員)</p>	<p>DVも増えているんですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>特別給付金の時は多かったです。世帯主にしか支給しないので、もらえないという相談が多くありましたね。</p>
<p>(会長)</p>	<p>困っている方を支援していただいているんですね。ありがとうございます。事務局を含めて何かありましたらご発言をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>事務局からは2点、お願いとご連絡を申し上げます。 1点目は、本日資料としてお配りしている審議会委員名簿、本会議の議事録を、市のホームページで公開いたします。議事録は、事務局で概要を要約し、事前に書面にして委員の皆様へ送付しますので、ご発言の趣旨をご確認いただきますようお願いいたします。 2点目は、本日の会議のご出席に伴う委員報酬及び交通費につきまして、ご指定いただいた口座に後日振込をさせていただきます。 事務局からは以上でございます。</p>
<p>(会長)</p>	<p>事務局より、ホームページ掲載と委員報酬などについて説明がありましたが、ご質問などはございますか。なければ、本日の議事を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>4 閉会 (事務局)</p>	<p>活発にご議論いただき、ありがとうございました。これで第2回北見市男女共同参画審議会を終了します。 本日は、年度末のお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。</p>